

平成24年(ワ)第222号

損害賠償請求事件

原告 島崎崇

被告 国

文書提出命令申立書

2013年2月19日

長野地方裁判所 民事部イ1係 御中

原告 島崎 崇

原告は、下記文書の提出命令の申し立てをします。

1. 文書の表示

- (1) 原告の受験した2008年～2011年第Ⅱ回の合計6回の試験についての「短答式試験の科目別正解率」
- (2) 原告の受験した2008年～2011年第Ⅱ回の合計6回の試験についての「短答式試験の得点階層分布グラフ」

2. 文書の趣旨

- (1) 各短答式試験に於ける科目別の正解率(平均点)
- (2) 各短答式試験に於ける受験者の得点分布

3. 文書の所持者

(1) (2)何れも、被告(公認会計士・監査審査会)

4. 証明すべき事実

(1) 「短答式試験の科目別正解率」から、各短答式試験の総合得点の平均点が判明する。これと、各試験の合格点を比較することにより、合格点の決定が適切であったかどうかを知ることができる。特に、2010年及び2011年に於ける同一年の二回の短答式試験が公平であったかが明らかになる。又、原告が甲4号証の2, 3に於いて、推定に頼っていた部分を、事実に基づく主張に置き換えることができる。

(2) 「短答式試験の得点階層分布グラフ」からは、原告の各試験の得点と照らし合わせることで、各試験に於ける原告の順位が判明する。又、各試験に於いて、合格点を変動させたときのそれに対応する合格率を知ることができる。特に、2010年及び2011年に於ける同一年の二回の短答式試験をなるべく公平にするために、各年の第Ⅱ回の合格点を何点にすべきであったかを明らかにすることができる。又、原告が甲4号証の2, 3に於いて、推定に頼っていた部分を、事実に基づく主張に置き換えることができる。

5. 文書の提出義務の原因

上記各文書は、原告が甲9号証の1～3に示すとおり、被告が所持するものである。従って、民事訴訟法第220条4号に基づき、被告には上記文書の提出義務がある。

以上